資料4

法と条例の関係

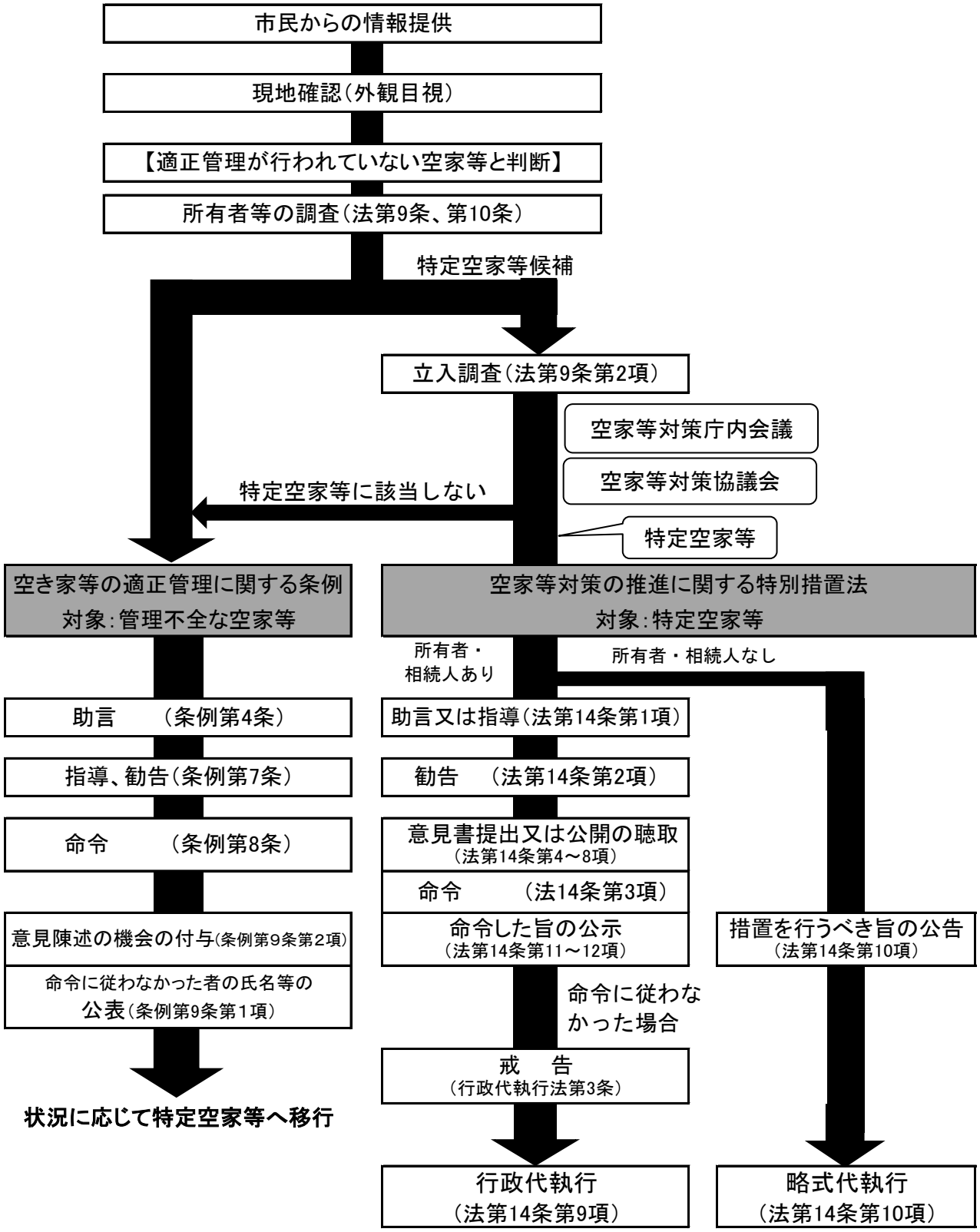
市民からの情報提供
現地確認（外観目視）
【適正管理が行われていない空家等と判断】
所有者等の調査（法第9条、第10条）
特定空家等候補
立入調査（法第9条第2項）
空家等対策庁内会議
空家等対策協議会
特定空家等に該当しない
特定空家等
空き家等の適正管理に関する条例
対象：管理不全な空家等
空家等対策の推進に関する特別措置法
対象：特定空家等
所有者・
相続人あり
所有者・相続人なし
助言　（条例第4条）
指導、勧告（条例第7条）
命令　（条例第8条）
意見陳述の機会の付与（条例第9条第2項）
命令に従わなかった者の氏名等の
公表（条例第9条第1項）
状況に応じて特定空家等へ移行
助言又は指導（法第14条第1項）
勧告　（法第14条第2項）
意見書提出又は公開の聴取
（法第14条第4～8項）
命令　（法14条第3項）
命令した旨の公示
（法第14条第11～12項）
命令に従わな
かった場合
戒　告
（行政代執行法第3条）
行政代執行
（法第14条第9項）
措置を行うべき旨の公告
（法第14条第10項）
略式代執行
（法第14条第10項）